

組 織 規 程

一般社団法人 日本舶用工業会

(総 則)

第1条 一般社団法人日本舶用工業会（以下「工業会」という。）の定款第44条第4項の規定に基づき、工業会の事務局（以下「事務局」という。）の組織、職制、事務分掌その他これらに関する事項については、この規程の定めるところによる。

(組 織)

第2条 事務局に次の3部を置く。

総務部

業務部

技術部

(事務分掌)

第3条 各部の事務分掌は、別表のとおりとする。

2 別表の事務分掌の追加、削除等の一部の改正は、会長がその都度行う。

(職 制)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 部に部長を置く。

3 必要に応じ、部に担当部長及び部長代理を置くことができる。

4 前各項のほか、必要に応じて配置する職員の職名及び職位については、会長が別に定める。

5 事務局に専門事項を処理するために調査役を置くことができる。

6 事務局に必要な場合嘱託員または臨時雇用員を置くことができる。

(職 務)

第5条 事務局長は、事務局の事務を総括する。

2 部長は、担当する部の事務を総括する。

3 担当部長及び部長代理は担当する事務を処理し、部長が不在の時はその職務を代理する。

(調査役)

第6条 調査役は、事務局のスタッフとして特命事項を処理する。

(嘱託員等)

第7条 嘱託員または臨時雇用員の職務については、会長が別に定める。

(雑 則)

第8条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織の運営上必要な細則は、会長がその都度定める。

附 則

この規程の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から適用する。

組織規程別表

事務分掌一覧表（第3条関係）

1. 総務部

- (1) 事務局の事務の総合調整に関する事
- (2) 総会、理事会、諮問委員会、政策委員会その他これに類する会合に関する事
- (3) 定款その他諸規程に関する事
- (4) 会員及び役員の仕事に関する事
- (5) 会員の表彰に関する事
- (6) 登記、申請等に関する事
- (7) 公印の管守に関する事
- (8) 文書の受領、送達及び保存に関する事
- (9) 文書の審査、送達に関する事
- (10) 職員の仕事、給与、福利厚生、その他仕事に関する事
- (11) 職員の研修に関する事
- (12) 予算及び決算に関する事
- (13) 収入及び支出に関する事
- (14) 入会金、会費に関する事
- (15) 契約に関する事
- (16) 金銭、有価証券及び手形の出納に関する事
- (17) 物品の出納に関する事
- (18) 資産の管理に関する事
- (19) 税務に関する事
- (20) 官庁及び関係諸団体（地方船舶工業会を含む。）との会合、協議、連絡に関する事
- (21) 会員からの相談、依頼ならびに要望事項に関する事
- (22) 新規入会の促進に関する事
- (23) その他会員に対するサービスに関する事
- (24) 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他部の所掌に属しない事

2. 業務部

- (1) 政策委員会（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (2) 業種別部会に関する事
- (3) 部の所掌事業に係る事業別委員会に関する事
- (4) 部の所掌事業に係る特別委員会に関する事
- (5) 経営の改善に係る事業に関する事
- (6) 会員に係る各種融資の証明、斡旋に関する事
- (7) 取引の適正化に関する事

- (8) 業界及び会員企業の振興についての陳情に関する事
- (9) P L及びこれに附帯する事務に関する事
- (10) 経営に係る各種調査に関する事
- (11) 経営に係る資料及び情報の収集整理並びに提供に関する事
- (12) 日本貿易振興機構との海外共同事務所に係る事務に関する事
- (13) 国際交流に関する事
- (14) 海外技術セミナーなど国際協調に関する事
- (15) 内外における展示会の開催、参加並びに協力に関する事
- (16) 貿易に係る手続き、税制その他貿易関係法規に関する事
- (17) 海外広報誌の刊行に関する事
- (18) ホームページの運営及びこれに係る会員への協力に関する事
- (19) 貿易相談及び引合の斡旋に関する事
- (20) 部の所掌に係る各種調査（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (21) 部の所掌に係る資料及び情報の収集整理並びに提供（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (22) 部の所掌に属する参考図書及び印刷物の刊行に関する事
- (23) 官庁及び関係諸団体との会合、協議、連絡（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (24) 部の所掌に付帯する事務に関する事

3. 技術部

- (1) 政策委員会（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (2) 艦船電気機器技術委員会に関する事
- (3) 海上保安庁船艇搭載機器技術委員会に関する事
- (4) 部の所掌事業に係る事業別委員会に関する事
- (5) 部の所掌事業に係る特別委員会に関する事
- (6) 技術の向上に係る事業に関する事
- (7) 公害防止管理者の養成に関する事
- (8) 環境に係る対策に関する事
- (9) 標準化に関する事
- (10) 技術に係る国際会議に関する事
- (11) 高度情報化に係る事業に関する事
- (12) 技術及び高度情報化に係る資料及び情報の収集解析並びに提供に関する事
- (13) 部の所掌に係る各種調査（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (14) 部の所掌に係る資料及び情報の収集整理並びに提供（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (15) 部の所掌に属する参考図書及び印刷物の刊行に関する事
- (16) 官庁及び関係諸団体との会合、協議、連絡（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (17) 部の所掌に付帯する事務に関する事